

阿見町議会会議録

令和3年第3回定例会

(令和3年9月14日～10月5日)

阿見町議会

令和3年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	47
◎会期日程	48
◎第1号(9月14日)	51
○出席, 欠席議員	51
○出席説明員及び会議書記	51
○議事日程第1号	53
○開 会	55
・会議録署名議員の指名	55
・会期の決定	55
・諸般の報告	56
・議案第68号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	58
・議案第69号から議案第73号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	59
・議案第74号から議案第79号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	62
・議案第80号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	70
・議案第81号から議案第82号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	71
・議案第83号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	72
・議案第84号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	73
・議案第85号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	76
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること(上程, 質疑, 討論, 採決)	77
・請願第2号(上程, 委員会付託)	78
・請願第3号(上程, 委員会付託)	78
・議員提出議案第1号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	78
・議員提出議案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	79
○散 会	81
◎第2号(9月15日)	83
○出席, 欠席議員	83
○出席説明員及び会議書記	83
○議事日程第2号	85
○一般質問通告事項一覧	86

○開 議	8 7
・一般質問	8 7
柴原 成一	8 7
海野 隆	9 6
難波 千香子	1 1 4
落合 剛	1 3 1
○散 会	1 3 7
◎第3号（9月16日）	1 3 9
○出席，欠席議員	1 3 9
○出席説明員及び会議書記	1 3 9
○議事日程第3号	1 4 1
○一般質問通告事項一覧	1 4 2
○開 議	1 4 3
・一般質問	1 4 3
飯野 良治	1 4 3
川畑 秀慈	1 5 6
高野 好央	1 7 3
○散 会	1 8 9
◎第4号（9月17日）	1 9 1
○出席，欠席議員	1 9 1
○出席説明員及び会議書記	1 9 1
○議事日程第4号	1 9 3
○一般質問通告事項一覧	1 9 4
○開 議	1 9 5
・一般質問	1 9 5
紙井 和美	1 9 5
永井 義一	2 1 0
栗原 宜行	2 2 7
・休会の件	2 4 5
○散 会	2 4 5

◎第5号（10月5日）	247
○出席，欠席議員	247
○出席説明員及び会議書記	247
○議事日程第5号	249
○開 議	251
・議案第68号（委員長報告，討論，採決）	251
・議案第69号から議案第73号（委員長報告，討論，採決）	252
・議案第74号から議案第79号（委員長報告，討論，採決）	257
・議案第80号（委員長報告，討論，採決）	264
・議案第81号から議案第82号（委員長報告，討論，採決）	265
・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	266
・請願第3号（委員長報告，討論，採決）	267
・意見書案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	274
・意見書案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	276
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	278
・会期中の閉会の件	279
○閉 会	279

第 3 回 定例会

阿見町告示第212号

令和3年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月2日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和3年9月14日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和3年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月14日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月15日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	9月16日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第4日	9月17日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第5日	9月18日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	9月19日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	9月20日	(月)	休	会	・議案調査
第8日	9月21日	(火)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第9日	9月22日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第10日	9月23日	(木)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第11日	9月24日	(金)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（総務所管分）
第12日	9月25日	(土)	休 会		・ 議案調査
第13日	9月26日	(日)	休 会		・ 議案調査
第14日	9月27日	(月)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第15日	9月28日	(火)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第16日	9月29日	(水)	休 会		・ 議案調査
第17日	9月30日	(木)	休 会		・ 議案調査
第18日	10月1日	(金)	休 会		・ 議案調査
第19日	10月2日	(土)	休 会		・ 議案調査
第20日	10月3日	(日)	休 会		・ 議案調査
第21日	10月4日	(月)	休 会		・ 議案調査
第22日	10月5日	(火)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第23日 ～ 第35日	10月6日 ～ 10月18日	(水) ～ (月)	休 会		・議案調査
第36日	10月19日	(火)	午前10時	本会議	・閉会

第 1 号

[9 月 14 日]

令和3年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月14日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君
副町	長	坪田	匡弘	君
教育	長	湯原	正人	君
監査	委員	佐藤	修一	君

町長公室長	建石智久君
総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	堀越多美男君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君
会計管理者兼 会計課長	平岡真智子君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和3年9月14日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第68号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第70号 令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第72号 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第74号 令和2年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 令和2年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 令和2年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第79号 令和2年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第7 議案第80号 防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について
- 日程第8 議案第81号 町道路線の廃止について
議案第82号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第83号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第84号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第85号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第12 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第14 請願第3号 政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願
- 日程第15 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 落合剛君

3番 栗田敏昌君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日の議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、会期の件について御報告を申し上げます。

令和3年第3回定例会につきまして、去る9月7日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席をいただきました。

会期は本日から10月19日までの36日間で、日程につきましては、本日、本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目，9月15日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

3日目，9月16日は午前10時から本会議で一般質問，3名。

4日目、9月17日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月21日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

9日目、9月22日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目は休会で議案調査。

11日目、9月24日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

12日目から13日目までは休会で議案調査。

14日目、9月27日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

15日目、9月28日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

16日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、10月5日は午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決。

23日目から35日目までは議事整理。

36日目、10月19日は最終日となります。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初の予定の最終日から2週間延ばした10月19日を最終日としておき、10月5日に委員長報告、質疑、討論、採決までの全ての議事が終了したときには、会期を短縮し10月5日に閉会する意図のものでございます。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から10月19日までの36日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月19日までの36日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は、報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告をいたします。

○議長（久保谷充君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第68号から議案第85号のほか、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願、議員提出議案第1号から議員提出議案第2号、以上24件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情、人道的見地から沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請すること、核兵器禁止条約の批准及び東海第二原発の廃炉に向けた要請、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める共同の申し入れ、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いの5件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和3年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月13日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第68号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第68号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第68号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正により、書面等によることが規定されている諸記録の作成・保存についても電磁的記録による対応を可能とする規定が追加されたことに伴い、本条例についても同様の規定を追加する改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

- 議案第69号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第70号 令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第72号 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第73号 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第69号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第70号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第72号、令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第73号、令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第69号から議案第71号までの、令和3年度一般会計ほか2件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第69号、一般会計補正予算は、既定の予算額に1億1,942万円を追加し、176億3,702万5,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第12款地方交付税で、交付額の確定により、普通交付税を増額。

第16款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第20款繰入金で、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第23款町債で、起債限度額の確定により、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の地域安全対策費で、街頭防犯カメラ設置工事費を新規計上。

第3款民生費の保育所費で、補助基準額の確定等により、保育施設整備事業を増額。

第5款農林水産業費の農業振興費で、儲かる産地支援事業補助金等を新規計上。

第7款土木費の道路維持費で、修繕箇所や通学路交通安全プログラム対応工事の増により、道路橋梁維持補修事業を増額。

第9款教育費の文化事業で、埋蔵文化財発掘調査が必要になったため、調査委託料を増額。

そのほか第2款総務費から第9款教育費まで、出張所、福祉センター、公民館、総合運動公園等の施設で、地方創生臨時交付金を活用し、トイレ改修及び自動水栓化工事を新規計上する

ものであります。

議案第70号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に14万円を追加し、36億1,315万7,000円とするものであります。

その内容は、地域支援事業費で、高額医療合算介護予防サービス費相当費負担金を増額するものであります。

議案第71号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に57万7,000円を追加し、10億5,260万4,000円とするものであります。

その内容は、後期高齢者広域連合納付金で、延滞金納付金を増額するものであります。

次に、議案第72号の水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ850万円を増額するものであります。

その内容としましては、今年度予定している配水管布設跡舗装復旧工事費の増額です。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出についても増額するものであります。

資本的収入の内容としましては、都市計画道路寺子・飯倉線整備工事及び圏央道4車線化整備工事に伴う移転工事負担金2,300万円を増額するものであります。

次に、資本的支出の内容としましては、建設改良費の配水施設拡張費について、都市計画道路寺子・飯倉線整備工事に伴う配水管新設工事費1,400万円を増額するものであります。

また、配水施設改良費については、圏央道4車線化整備工事に伴う配水管切り廻し工事費1,500万円を増額するものであります。

なお、増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する600万円については、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、議案第73号の下水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ330万3,000円を増額するものであります。

その内容としましては、業務量の増による時間外勤務手当の増額及び通信方式変更による小池地区緊急通報システムの通信機器交換に係る修繕費の増額を行い、それに伴い他会計補助金を増額するものであります。

次に、下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入について、総額では増減はありませんが、収入の内訳を増減する補正を行うものであります。

その内容としましては、収入で農業集落排水事業の受益者分担金について、81万4,000円増額し、それに伴い収入の他会計補助金を減額するものであります。

また、下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費、第9条に定めた他会計からの補助金についても、時間外勤務手当等の増額に併せて増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） おはようございます。

1点だけ質問させていただきたいんですけども、一般会計補正予算の11ページ。この中で総務費の中の7番の財産管理費なんですけども、これ時間外手当の増なんですけども、大体、当初予算と同じぐらいの金額が増になっているんですけども、このちょっと理由をお願いします。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

財産管理費の時間外勤務手当の増額の要因でございますけれども、現在、管財課のほうで療養休暇の者が1名出ているということで、その辺の業務のしわ寄せが来ているというようなことと、併せまして、電子入札システムの改修によります時間外手当が増額しているというようなことが要因でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第73号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第74号	令和2年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第75号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号	令和2年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号	令和2年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第79号	令和2年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第74号、令和2年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、令和2年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、令和2年度阿見町水道事業会計決算認定について、議案第79号、令和2年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第74号から議案第77号までの令和2年度一般会計歳入歳出の決算及び令和2年度国民健康保険特別会計ほか2件の特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第78号、令和2年度水道事業会計の決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第79号 令和2年度下水道事業会計利益の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて決算を同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 監査報告申し上げます。

令和2年度阿見町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月28日及び8月3日から8月18日までの延べ5日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和2年度各会計の歳入歳出決算について、会計帳簿及び証拠書類と照合し審査した結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、紙井監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく紙井和美。

○議長（久保谷充君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第74号について説明を求めます。

総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） それでは、議案第74号、令和2年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

令和2年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書を用いて御説明をさせていただきます。

一般会計の決算の概要は1ページから3ページに記載のとおりとなりますけれども、4ページ以降の資料に沿って進めさせていただきます。

まず、4ページをお開きください。

令和2年度一般会計の決算額は、歳入総額228億8,112万6,000円、歳出総額221億7,826万6,000円となり、前年度と比較し、歳入は65億9,165万8,000円の増、歳出は65億7,690万2,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は7億286万円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,095万9,000円を差し引いた実質収支額は5億8,190万1,000円となり、前年度と比較し1億3,384万1,000円の増となりました。

次に、5ページをお開きください。

一般会計の年度末町債残高は151億8,909万3,000円で、前年度と比較し7億511万4,000円の増となりました。

一般会計の基金残高は46億2,066万3,000円で、前年度と比較し1億2,949万2,000円の増となりました。

次に、歳入歳出決算増減の概要について、その主なものを御説明いたします。

17ページを御覧ください。

初めに歳入であります。

第1款町税では、家屋の新增築等に伴う固定資産税5,072万円の増などにより、決算額は79億7,413万円で、前年度と比較し3,442万7,000円の増額となりました。

第6款法人事業税交付金は、法人税率の引下げに伴い新設されたことにより、8,347万5,000円の皆増となりました。

第7款地方消費税交付金では、消費税率引上げの影響により、決算額は10億858万2,000円で、前年度と比較し1億8,363万4,000円の増額となりました。

第11款地方特例交付金では、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金7,026万6,000円の皆減などにより、決算額は6,345万9,000円で、前年度と比較し6,181万7,000円の減額となりました。

第12款地方交付税では、普通交付税1億2,925万5,000円、震災復興特別交付税8,421万8,000円の増により、決算額7億7,788万6,000円で、1億6,947万5,000円の増額となりました。

次に、18ページになります。

第14款、分担金及び負担金では、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所利用者負担金6,228万1,000円の減などにより、決算額は1億2,659万1,000円で、前年度と比較し7,057万3,000円の減額となりました。

第16款国庫支出金では、特別定額給付金事業費補助金47億6,690万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億6,120万9,000円の皆増などにより、決算額は76億983万円で、前年度と比較し58億918万5,000円の増額となりました。

次に、19ページに移ります。

第20款繰入金では、財政調整基金繰入金3億5,874万3,000万円の皆減などにより、決算額は5,503万7,000円で、前年度と比較し3億6,467万1,000円の減額となりました。

第23款町債では、クリーンセンター改修事業債3億510万円の増などにより、決算額は20億2,280万円で、前年度と比較し11億3,910万円の増額となりました。

次に、歳出でございます。同じく19ページになります。

第2款総務費では、特別定額給付金事業47億8,966万5,000円の皆増などにより、決算額は64

億6,435万1,000円で、前年度と比較し48億4,179万4,000円の増額となりました。

20ページに移ります。

第3款民生費では、民間保育所管理運営事業6億3,596万6,000円の増などにより、決算額は61億6,646万8,000円で、前年度と比較し4億6,805万3,000円の増額となりました。

第4款衛生費では、クリーンセンター維持管理費2億9,827万4,000円の増などにより、決算額は15億9,180万2,000円で、前年度と比較し4億8,816万2,000円の増額となりました。

第5款農林水産業費では、農業基盤整備事業8,665万6,000円の増などにより、決算額は3億8,605万2,000円で、前年度と比較し9,485万5,000円の増額となりました。

第6款商工費では、商工振興事業8,379万2,000円の増により、決算額は4億5,790万9,000円で、前年度と比較し7,430万7,000円の増額となりました。

21ページに移ります。

第7款土木費では、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業2億2,944万9,000円の増などにより、決算額は21億5,674万4,000円で、前年度と比較し4億3,555万5,000円の増額となりました。

第9款教育費では、地区公民館整備事業2億6,166万5,000円の増などにより、決算額は25億5,681万6,000円で、前年度と比較し1億4,501万1,000円の増額となりました。

続きまして、歳出決算の性質別の状況について、主な内容を御説明いたします。

9ページのほうにお戻りください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費が72億8,380万1,000円で、前年度と比較し4億1,595万1,000円の増となり、歳出総額の32.8%を占めております。

次に、内訳明細であります。

10ページになります。

まず、人件費は、会計年度任用職員の報酬の皆増などにより、決算額は27億1,556万円で、前年度と比較し3億2,051万7,000円の増額となりました。

11ページに移ります。

扶助費は、障害者福祉7,831万8,000円の増などにより、決算額は31億8,390万3,000円で、前年度と比較し8,054万3,000円の増額となりました。

12ページに移ります。

普通建設事業費は、クリーンセンター改修工事の増などにより、決算額は30億3,827万4,000円で、前年度と比較し15億4,898万4,000円の増額となりました。

13ページに移ります。

物件費は、国民体育大会関連経費の皆減などにより、決算額は27億7,575万2,000円で、前年度と比較し4億815万円の減額となりました。

また9ページのほうにお戻りください。

補助費等は、特別定額給付金の皆増などにより、決算額は72億5,861万1,000円で、前年度と比較し55億1,683万6,000円の増額となりました。

繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金の皆減などにより、決算額は14億3,336万円で、前年度と比較し5億627万3,000円の減額となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の8ページから383ページを御参照ください。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第75号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） それでは、議案第75号、令和2年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の国民健康保険特別会計の1ページを御参照ください。

令和2年度国民健康特別会計の決算額は、歳入総額49億9,539万3,000円、歳出総額43億1,522万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については5,541万5,000円の増、歳出については2億1,029万1,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は6億8,017万2,000円となり、前年度と比較し2億6,570万6,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、国民健康保険税が決算額10億169万1,000円で、1,190万7,000円の減、国庫支出金が決算額323万3,000円で、286万8,000円の増、県支出金が決算額31億8,004万8,000円で、1,974万3,000円の減となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が決算額31億1,674万5,000円で、2,060万1,000円の増。国民健康保険事業費納付金が決算額10億7,022万8,000円で、2億1,881万3,000円の減。保健事業費が3,334万3,000円で、1,066万2,000円の減、諸支出金が決算額444万7,000円で、179万2,000円の増となりました。

以上、決算の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の384ページから419ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第76号について説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 議案第76号、令和2年度介護保険特別会計決算の概要につい

て御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の介護保険特別会計の1ページを御参照ください。

令和2年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額34億3,661万9,000円、歳出総額33億3,258万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億22万4,000円の増、歳出については1億174万7,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は1億403万6,000円となり、前年度と比較し152万3,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、介護保険料が、決算額8億4,566万1,000円で、486万6,000円の減、国庫支出金が決算額6億6,381万2,000円で、2,684万9,000円の増、支払基金交付金が決算額8億3,147万8,000円で、2,201万5,000円の増、県支出金が決算額4億7,357万9,000円で、913万3,000円の増となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が、居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより決算額30億4,322万6,000円で、8,173万6,000円の増、地域支援事業費が、介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで決算額1億706万1,000円で、297万円の減、基金積立金が決算額8,000万円で増減なし、諸支出金が決算額2,594万8,000円で、1,121万円の増となりました。

以上、決算の概要について説明いたしました。詳細につきましては決算書420ページから473ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第77号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） それでは、続きまして、議案第77号、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の後期高齢者医療特別会計の1ページを御参照いただきたいと思います。

令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額10億1,578万8,000円、歳出総額10億1,429万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については7,592万5,000円の増、歳出については7,472万9,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は149万2,000円となり、前年度と比較し119万6,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額4億5,563万円で、6,355万8,000円の増、繰入金金が決算額5億5,332万4,000円で、1,535万円の増となりました。

歳出の主なものについては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額9億7,868万7,000円で、7,270万2,000円の増となりました。

以上、決算の概要について説明いたしました。詳細につきましては決算書474ページから491ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第78号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） それでは、議案第78号、令和2年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の8ページをお開き願います。

給水件数は、前年度の1万7,704件から502件増の1万8,206件、給水人口は、前年度の4万1,407人から512人増の4万1,919人となりました。

年間の総配水量は466万6,127立方メートルで、前年度より25万8,428立方メートル増加しました。また、水道普及率は前年度より0.4ポイント増の87.3%になりました。

収益的収支につきましては、水道事業収益12億4,249万8,403円に対し、水道事業費用10億3,812万6,582円となり、税抜きで1億6,710万7,131円の純利益となりますが、そのうち1億1,044万5,677円につきましては長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた5,666万1,454円が積立可能額となります。

事業収益の主なものは、給水収益の10億6,444万6,234円で、税抜きで全体の84.9%を占めております。また、事業費用の主なものは、受水費の3億3,673万5,464円で、税抜きで全体の31.5%を占めております。

次に、資本的収支についてであります。資本的収入5,233万4,844円に対し、資本的支出は5億1,262万7,064円であり、資本的支出の主なものは、施工管理及び実施設計委託料6,383万3,000円、工事請負費3億7,624万1,500円、企業債償還金6,434万7,480円であります。

以上、決算の概要につきまして御説明しましたが、詳細につきましては決算書の1ページから27ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第79号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 続きまして、議案第79号、令和2年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の概要について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の36ページをお開き願います。

公共下水道の水洗化件数は、前年度1万4,279件から529件増の1万4,808件、水洗化人口は3万2,776人から742人増の3万3,518人となりました。

年間総排水量は659万1,531立方メートルで、前年より16万346立方メートル増加し、また、普及率は前年度より0.9ポイント増えて71%になりました。

続きまして、農業集落排水の水洗化件数は、前年度の522件から6件増の528件、水洗化人口は1,674人から53人減の1,621人となりました。

年間総排水量は17万801立方メートルで、前年より1万2,064立方メートル減少し、また、水洗化率は前年度より0.2ポイント増えて81.1%になりました。

公共下水道の収益的収支は、下水道事業収益16億3,398万1,592円に対し、下水道事業費用14億809万1,431円となり、2億2,400万5,020円の純利益となりました。なお、この純利益の一部は資本的収支の補填財源になるものです。

事業収益の主なものは、下水道使用料の8億746万2,837円で、全体の47%を占めております。

事業費用の主なものは、流域下水道維持管理負担金4億3,017万9,000円であります。

続きまして、農業集落排水の収益的収支は、下水道事業収益1億9,191万7,284円に対し、下水道事業費用1億8,804万2,414円となり、613万5,216円の純利益となりました。なお、公共下水道と同様に、この純利益の一部は資本的収支の補填財源になるものです。

事業収益の主なものは、農業集落排水使用料の2,683万595円で、全体の12.9%を占めております。

事業費用の主なものは、処理場費3,446万5,434円であります。

次に、公共下水道の資本的収支であります。資本的収入6億593万1,618円に対し、資本的支出は9億6,442万4,135円となり、支出の主なものは、工事請負費3億4,858万6,600円、企業債償還金5億1,705万1,083円であります。

次に、農業集落排水の資本的収支であります。資本的収入383万9,186円に対し、資本的支出は5,793万4,519円となり、支出は全額企業債償還金であります。

詳細につきましては決算書の29ページから59ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして、33ページをお開き願います。

剰余金処分計算書（案）であります。

これは、下水道事業会計の決算に伴う利益の処分につきまして、その一部で条例に定めのない処理を行う必要が生じたことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、今回の議会の議決をお願いするものでございます。

内容としましては、未処分利益剰余金当年度末残高2億3,014万236円のうち全額を議決により減債積立金に積み立て、そのうち資本的収支の補填財源として2億321万246円を取り崩すも

のです。なお、取り崩した2億321万246円については、条例第6条第4項に基づき、資本金への組入れを行います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第80号 防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第80号、防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第80号の防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事

請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、都市計画道路寺子・飯倉線の道路整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月25日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第81号 町道路線の廃止について

議案第82号 町道路線の認定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、議案第81号、町道路線の廃止について、議案第82号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第81号の町道路線の廃止について及び議案第82号の町道路線の認定

について、提案理由を申し上げます。

議案第81号は、町道路線の廃止についてであります。町道整備に伴う路線の供用開始により、町道路線番号の付け替えをするために町道路線を廃止するものであります。

議案第82号は、町道路線の認定であります。こちらは町道路線番号の付け替え路線をはじめ、開発行為により新設された路線等について新たに町道路線として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第82号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第83号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第9、議案第83号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第83号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任すると規定されており、任期は4年であります。

佐藤修一氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で、優れた識見を有し、最適任であることから、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

議案第84号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第10、議案第84号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、教育長湯原正人君の退席を求めます。

〔教育長湯原正人君退席〕

○議長（久保谷充君） 提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第84号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

本案は，令和3年10月10日に任期を迎える教育委員会教育長の湯原正人氏を再任命いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき，議会の同意を求めるものであります。

同氏は，平成30年10月に教育長に就任し，阿見町の教育行政に熱心に取り組み，人格・識見ともに優れ，また地域住民からの信頼も厚く，教育委員会教育長として最適任であると考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については，会議規則第39条第3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは，教育長再任について，賛成の立場で討論をいたします。

湯原教育長は，3年前，阿見町の新教育長に就任されたわけですが，その際，議会全員協議会で所信を表明しております。

湯原教育長は，教育長として取り組むことについて，その評価は難しいけれども，阿見町の教育水準を向上させたい。そのためには教職員の研修や人事異動など優秀な人材を確保したい。また，生涯学習活動の手直しを図りたいと，修正して継続したい。どの地区館活動も同じよう

なものではなく、より地域に密着し、地域性の特色を反映したものにしたい。

また、教育の目的は、教育基本法にあるように、人格の完成を目指していると。私は子供たちの生きる力を育むことが重要だと考えていると。生きる力は当初、自殺防止のためのものだったけれども、自分としては、自立という言葉がしっくりとくる。よりよい自立ができるように尽力したいと述べておりました。

さらに、阿見町教育委員会として直面する課題として、土浦市や石岡市では既に実施済みのランドセルの無償配布を実現すること。子供たちの命を守るためにもエアコンの設置を急ぐこと。第二小と君原小学校の統廃合への対応。それから、渡邊教育長時代に人と人との絆を深めるために始まった先進的な取組であるふれあい地区館は15年を超えていると。手を入れたいと述べております。

この3年間の湯原正人教育長は、直面する課題に着実に取り組み、実績を上げてまいりました。特に小規模特認校、君原小学校に、茨城県立医療大学との連携による子供たちの科学実験教室を導入するなど、大変御尽力をいただきました。

今後、教育長には、歴史民俗資料館等の基本的な施設整備にも尽力していただきたいと思っております。

湯原教育長の座右の銘は人生正々堂々ということだとお聞きしています。教育に対する情熱、子供たちへの愛情、教育行政の知識など、教育長として申し分のないものだと思います。

さらなる改革が迫られている阿見町の教育に、今後3年間、再び教育長として手腕を発揮していただき、阿見町の教育が発展することを期待して、賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立少数であります。

よって、本案は同意しないことに決しました。

教育長湯原正人君の入場を許可いたします。

〔教育長湯原正人君入場〕

議案第85号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第11、議案第85号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第85号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会委員である田邊勉氏が本年10月12日に任期を迎えることから、後任の教育委員会委員として、小林和裕氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格・識見ともに優れ、町学校医として御尽力をいただいております。また、地域住民からの信頼も厚く、保護者でもあることから、教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第12、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものです。内容はお手元に配付しました資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のある者の中から、議会の意見を聞いて、町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっております。任期は3年であります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案2件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案2件については、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、本案2件については、原案どおり適任とすることに決しました。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（久保谷充君） 日程第13，請願第2号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第1項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することにいたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第3号 政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願

○議長（久保谷充君） 次に，日程第14，請願第3号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第1項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め，さよう決定いたしました。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月5日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に，日程第15，議員提出議案第1号，阿見町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君，登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） それでは，提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第1号，阿見町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は，災害の発生，感染症の蔓延等やむを得ない理由により，委員会を開催する場所への出席が困難な場合，オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能とし，招集が困難である場合にも，出席委員として議事に参加できるようにするための所要の改正を行うものでございます。

提出者，阿見町議会議員，吉田憲市。

賛成者，阿見町議会議員，紙井和美，同じく久保谷実，同じく柴原成一，同じく難波千香子，同じく野口雅弘，以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案は，会議規則第39条第3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって，本案は，原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第16、議員提出議案第2号、阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議員提出議案第2号、阿見町議会会議規則の一部を改正することについての提案理由を申し上げます。

本案は、標準町村議会会議規則の改正に伴い、第2条において、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会の欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するものであります。

第89条では、第1項において、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印と改めるものでございます。

また、先ほどの阿見町議会委員会条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

提出者、阿見町議会議員、吉田憲市。

賛成者、阿見町議会議員、紙井和美、同じく久保谷実、同じく柴原成一、同じく難波千香子、同じく野口雅弘、以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時39分散会

第 2 号

[9 月 15 日]

